

## 八尾市下水道事業評価委員設置要綱

### (設 置)

第1条 八尾市の実施する下水道事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、八尾市下水道事業評価実施要綱（平成20年4月1日改訂）に基づき、八尾市下水道事業評価委員（以下「委員」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員は、再評価対象事業及び新規事業採択時評価対象事業のうちから検討対象事業を抽出し、検討を行い、市長に対し意見の具申を行う。

### (委 員)

第3条 委員は、5人以内とし、市政に関する優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (意見の聴取等)

第4条 委員は、下水道再評価対象事業及び下水道新規事業採択時評価対象事業に関し、関係職員に対し説明を求めるほか、他の委員に対しその意見を聴取することができる。

### (庶 務)

第5条 委員に関する庶務は、土木部下水道普及課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月13日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。